

塩尻市立旧檜川中学校の後利用に係る
民間提案募集要項

締切 令和6年9月6日(金)

塩尻市企画政策部企画課

令和6年8月

1 事業者募集の趣旨

塩尻市立旧榎川中学校（以下「旧榎川中学校」という。）は、地域生徒の学びの場及び地域コミュニティの拠点として親しまれてきましたが、生徒数の減少に伴い、令和4年4月から塩尻市立榎川小中学校（義務教育学校）に移行したことに伴い閉校となりました。

この度、塩尻市では地域産業の振興、雇用創出、地域活性化又は地域住民の生活の向上に繋げるため、旧榎川中学校を利活用する民間事業者（以下「事業者」という。）の提案を、幅広く募集します。

2 本募集要項の位置づけ

本募集要項は、旧榎川中学校において事業を実施する事業者を選定するため、必要となる事項を定めたものであり、参加を希望する事業者は、本募集要項に基づき応募書類等を提出することとします。

事業者の決定に関しては、審査基準（塩尻市立旧榎川中学校の後利用に係る民間提案募集要項9協議対象提案の選定）に基づく総合的な審査を行い、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者とします。その後、詳細協議を行い、事業としての妥当性が認められる場合、事業化を目指していきます。（協議が調わなかった場合や関係予算が成立しなかった場合には、提案は事業化されません。）

また、いただいた提案内容は知的財産として取り扱い、その情報及び内容を保護した上で、提案をいただいた事業者と随意契約をすることを前提とします。

3 施設概要

(1) 施設名称及び所在地

ア 旧榎川中学校

イ 所在地 長野県塩尻市奈良井 1037 番地 3

ウ その他 都市計画区域外、土地及び建物の一部が土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に該当

(2) 施設の概要

ア 敷地面積 31,316 m²

イ 構造 鉄筋コンクリート造

ウ 建築年 昭和 63 年

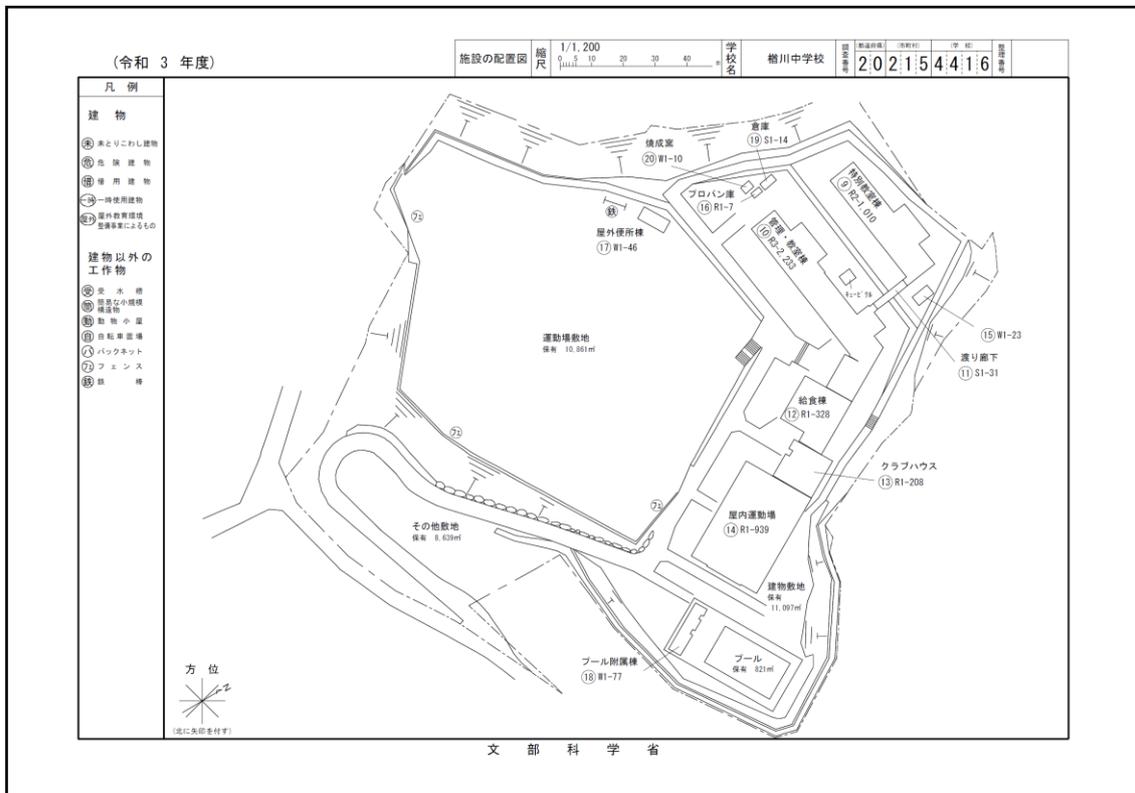
エ 階数 地上 3 階

オ 延床面積 4,926.63 m²

区域図



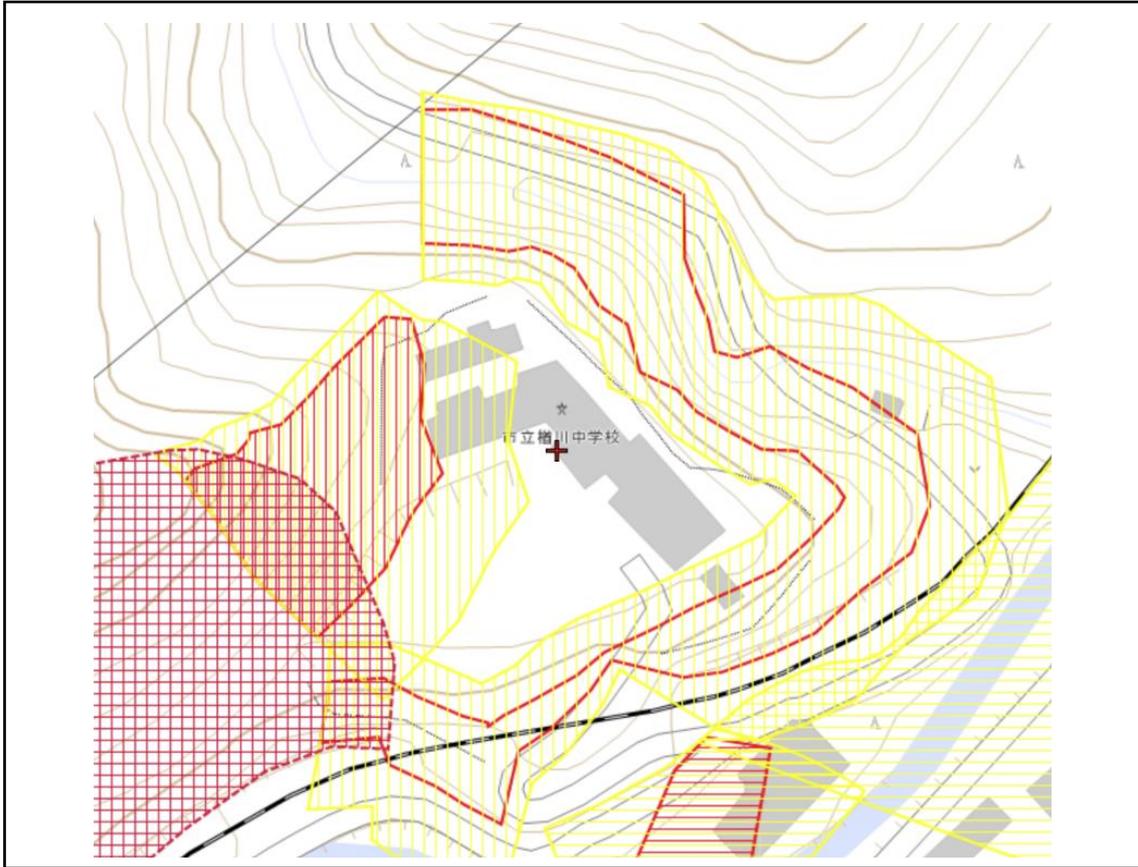
建物配置図



ハザードマップ

赤メッシュ 土砂災害特別警戒区域

黄色メッシュ 土砂災害警戒区域



4 提案の要件

(1) 提案内容

ア 提案内容は、旧檜川中学校の後利用に関するもので、次の要件に該当するものとします。

(ア) 地域課題の解決につながるもの

(イ) まちの魅力向上につながるもの

(ウ) 生活の質の向上につながるもの

(エ) 地域経済の好循環につながるもの

(オ) 市の新たな財政支出又は維持経費の増加を伴わないもの。また、契約が完了した後も、提案事業に関するライフサイクルコストが従前と比較して著しく増大しないもの。ただし、提案事業を実施した結果、将来的な事業効果や財政負担の低減が示された上で、住民福祉の向上や業務改善につながる提案については、新たな財政支出を排除するものではありません。

(2) 対象としない提案

ア 既存の業務委託等について、単に受託者になろうとするもの

イ 法令等により、市が直接行うとされているもの

ウ 独自性や独創性のある提案でないもの

エ 法令等に抵触するもの

(3) 対象施設

旧檜川中学校の土地、建物の全部または一部

(4) 事業実施期間

事業の実施期間について、概ね10年以上とし、市と事業者が協議の上、決定します。

(5) 貸与条件

旧檜川中学校の土地、建物の活用は有償貸与を基本とします。固定資産税評価額を基準に算定し、市と事業者が協議の上、貸与価格を決定します。

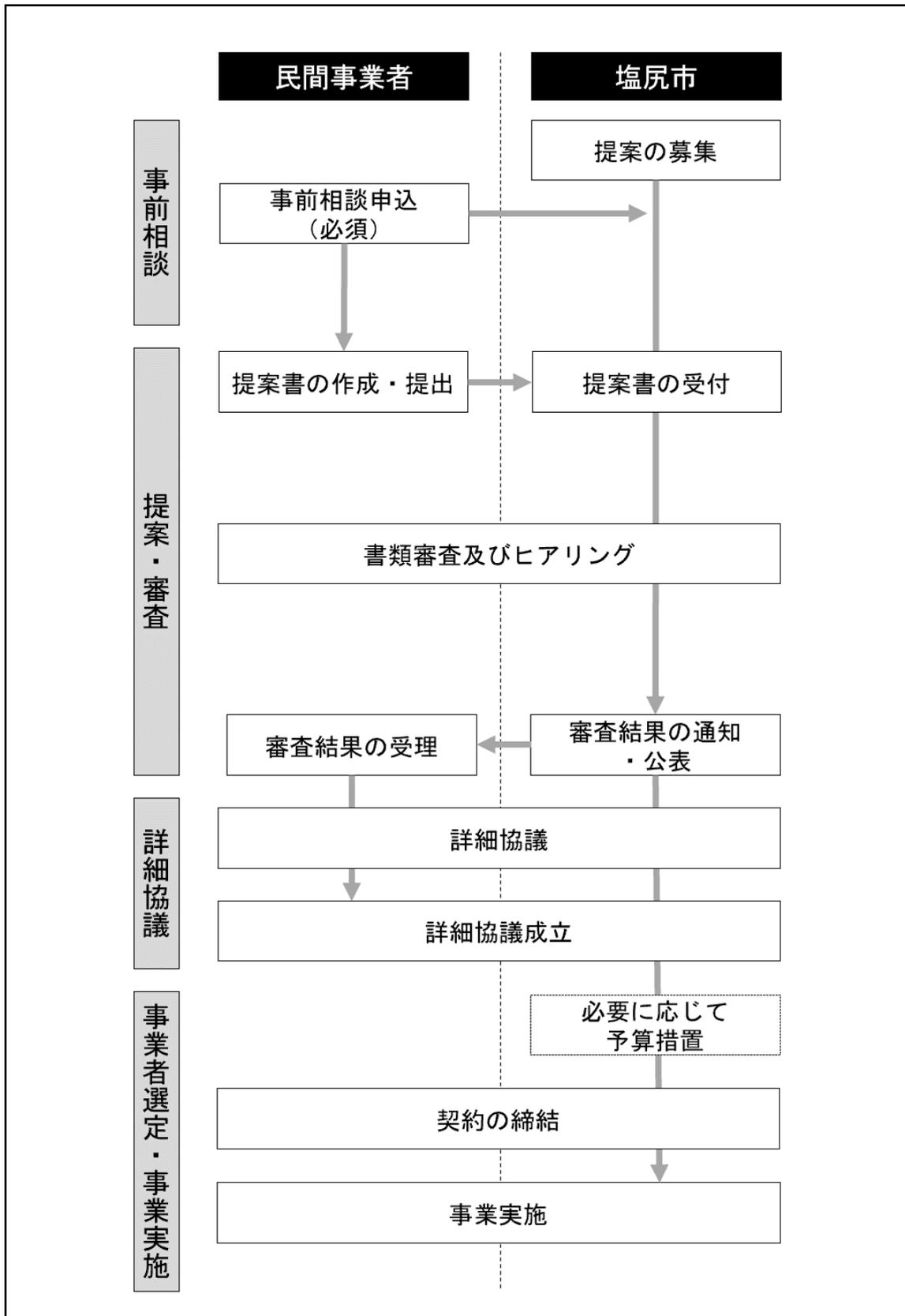
5 参加資格

提案者は、市内、市外を問わず、次に掲げる要件をすべて満たす法人、個人事業主若しくは任意団体又は法人等のグループとし、参加資格を満たしていない場合は失格とします。

なお、グループの場合は、全構成員が要件を満たしていることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- (2) 塩尻市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 22 日条例第 7 号）第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員又は、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。
- (3) 提案受付期限から審査結果公表の日まで、塩尻市入札参加資格者に係る入札参加停止措置規程に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。

6 募集の流れとスケジュール



7 事前相談

提案書作成のため事前相談を受け付けます。事前相談は提案の実現可能性を高めるため必須とします。

なお、事前相談は個別に実施し、相談内容は非公開とします。

(1) 事前相談の期間

令和6年8月5日（月）～8月22日（木）

※ 土日・祝日の事前相談はお受けできません。

(2) 申込方法

市ホームページの事前相談申込書（様式1号）を次のメールアドレス宛に送付してください。

メールアドレス：kikaku@city.shiojiri.lg.jp

(3) 実施日時等

事前相談の日時及び場所については、個別に電子メール等で調整します。

※ 書面による質疑回答は行いません。

8 提案の受付

(1) 受付期間

令和6年8月5日（月）～9月6日（金）

(2) 提出方法

メール又は郵送（期限内必着）により提出してください。郵送で提出する場合は、必ず「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかで提出してください。

(3) 提出先

担当：塩尻市企画政策部企画課

住所：〒399-0786 長野県塩尻市大門七番町3番3号

TEL：0263-52-0280 内線1352

メール：kikaku@city.shiojiri.lg.jp

(4) 提案書類等

次の書類を作成し、提出してください。

ア 提案提出書（様式2号）

イ 誓約書（様式3号）

ウ 提案者に関する基本的事項（様式4号）

エ 提案概要書（様式 5 号）

オ 補足資料（任意様式）

※ 塩尻市競争入札参加資格名簿に登録されていない場合は、原則、次の書類も提出してください。

カ 登記事項証明書

キ 財務諸表

(5) 提案書類の取扱い

ア 提出書類は返却しないものとします。

イ 提出された提案書等は、提案審査の目的以外には使用しません。

ウ 提案書等は、塩尻市情報公開条例（平成 10 年 3 月 30 日条例第 5 号）に基づく公開請求の対象となりますが、公開範囲については、事前に提案者への意見照会を行い決定します。

9 協議対象提案の選定

(1) 提案の審査

ア 旧檜川中学校の後利用に向け、塩尻市の関係部署で構成する庁内プロジェクトチームにおいて審査を行い、採用又は不採用を決定します。審査において、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

イ 参加資格についても、事務局で確認します。

(2) 審査基準

審査基準	内容
事業効果	・地域の課題解決につながるか ・まちの魅力向上につながるか ・地域経済の好循環につながるか
独自性・独創性	・提案内容に独自のアイデア、ノウハウや技術又は行政だけでは生み出せない付加価値があるか
公益性・妥当性	・公益性や地域性の視点を持った提案か
実現性・継続性	・事業計画の具体性（実現見込み）はあるか ・事業実施体制を確保できるか ・持続可能性があるか
費用対効果	・事業効果が最大になるような工夫を持った提案か

(3) 審査結果の通知・公表

ア 提案審査の結果は、文書で提案者に通知するとともに、市ホームページ

ジで公表します。

- イ 市ホームページでの公表は、採用した提案の提案名称及び提案概要、不採用とした提案については提案名称のみとします。また、事業化に向けた詳細協議を経て、契約締結等に至った場合は提案者名も公表します。

1 0 詳細協議及び契約締結等

(1) 詳細協議

- ア 採用となった提案については、提案内容を基に事業化に向けた協議及び必要に応じて関係者との調整を行います。
- イ 協議に当たっては、国から示される最新の制度や指針等を、可能な限り、提案内容に反映させるものとします。
- ウ 協議の期間は、原則として提案の採用から6箇月以内とします。ただし、市及び提案者は、できる限り短期間で協議が調うよう努めるものとします。
- エ 協議の結果は、市ホームページで公表します。
- オ 協議により提案内容の実施が明らかに困難であることが判明した場合は、協議不調とし、事業化を見送ります。
- カ 協議の過程において、提案者が負担した費用やリスク等について市は責任を負いません。

(2) 予算措置

協議が整ったものは、必要に応じて予算措置の手続きを進めます。

(3) 契約締結等

詳細協議が成立した後、随意契約を締結します。

1 1 事業実施

契約締結等の後、事業者は責任を持って事業を実施します。

1 2 その他

- (1) 応募に関する費用及び協議に関する費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を遵守することとし、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属するものとします。
- (3) 失格事項
提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 提案書類の提出後に参加を辞退する場合には、参加辞退届（様式6号）を提出してください。
- (5) 本募集に係る提案の実施には、議会の議決や予算措置が必要となる場合があります。これらの承認が得られない場合は、事業の実施はできません。
- (6) この募集要項に定めのない事項については、提案者と市との協議のうえ、決定することとします。

1 3 問い合わせ先

塩尻市企画政策部企画課

住所 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号

電話 0263-52-0280 内線（1352）

メール kikaku@city.shiojiri.lg.jp